

令和7年度 台東区立根岸小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されるものではありません。また、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識をもち、これを未然に防止するための取り組みを学校全体で行うことが必要です。

そこで、根岸小学校においては、全ての児童が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として、いじめ防止等に向けた取り組みを組織的・計画的に行います。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と、同法律でも規定されています。なお、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動等の児童、塾やスポーツクラブ等でその児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、その児童と何らかの人的関係があることを指しています。

<具体的ないじめの態様>

- ◆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆金品をたかられる。
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、「命・財産・人権」を合い言葉として、「学級経営十箇条」に基づいた指導を徹底し、いじめに向かわせないための未然防止に取り組めます。また、未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにあるとの認識をもち、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学級・学校の風土を作ることが重要です。さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが必要です。

(2) 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いとの認識を踏まえ、教職員は、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが重要です。そこで、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要があります。また、定期的な児童対象のアンケートや「いじめ」相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むこととします。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見あるいは通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、その児童の人格の成長を目指して、教育的配慮を踏まえた上で、毅然とした態度で指導します。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解のほか、保護者の協力や関係機関・専門機関と連携しながら取り組みます。

(4) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味について

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、以下のようなケースが想定されますが、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。

- ◆児童生徒が自殺を企図した場合
- ◆身体に重大な傷害を負った場合
- ◆金品等に重大な被害を被った場合
- ◆精神性の疾患を発症した場合
- ◆相当の期間学校を欠席した場合

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、台東区教育委員会に事態発生について速やかに報告します。

4 根岸小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策校内委員会

いじめ防止・早期発見・対処等について組織的に取り組むため、その中核となる常設の「いじめ防止対策校内委員会」を設置し、いじめに関わるわずかな兆候や懸念、児童からの訴え等に対して組織的に対応していくこととします。また、必要に応じて、該当する学級の担任と学年主任も加わり、迅速かつ的確な対応を行います。

なお、この「いじめ防止対策校内委員会」は、いじめの早期発見・早期解決の取り組みだけでなく、いじめ防止に向けた教職員の研修の実施やいじめ防止のための児童への一斉指導の実施、児童対象のいじめに関するアンケート調査の実施、いじめ防止に向けた保護者への働きかけの実施などについても、その中心となって企画・運営をします。

(2) いじめに関する相談体制

児童や保護者がいじめに関する相談をするための体制として、副校長・養護教諭・スクールカウンセラーを「相談窓口」とします。そして、「相談窓口」にいじめに関する相談があった場合には、直ちに校長と学級担任、学年主任、生活指導主任に連絡・報告するとともに、その内容を踏まえ、「いじめ防止対策校内委員会」を立ち上げ、迅速かつ的確に対応することとします。